

第1節 計画策定にあたっての課題と視点

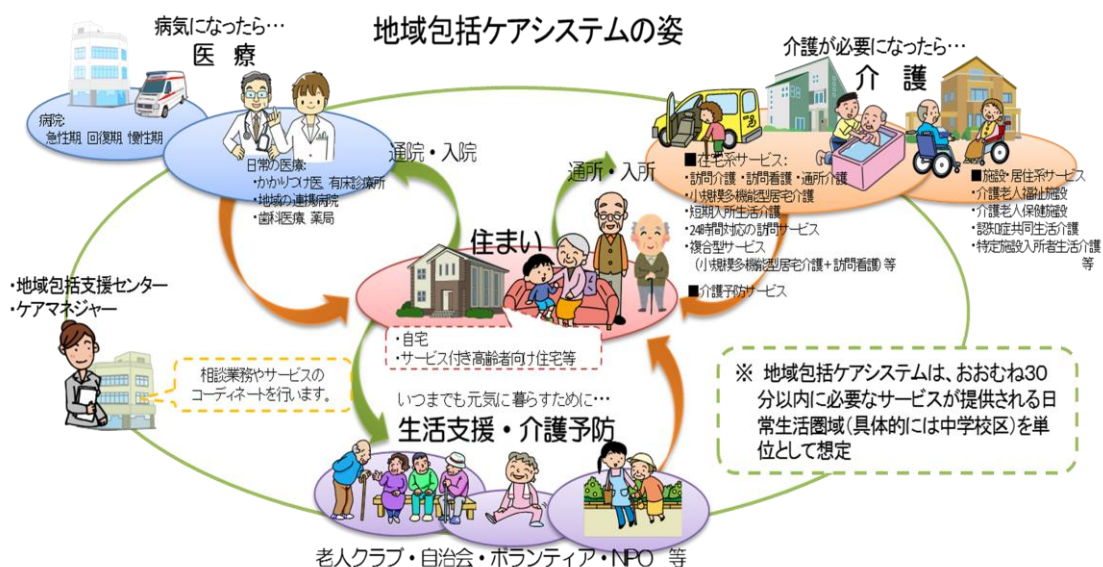
1 地域包括ケアシステムの構築に向けた対応

高齢化の進展に伴い、単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者の増加が見込まれるなか、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことを可能とすべく、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を、地域の実情に応じて構築していく必要があります。

平成26年7月に国が公表した基本指針（案）では、団塊の世代がすべて75歳を迎える2025（平成37）年までに、地域包括ケアシステムを構築するため、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、以下の4つの項目を重点的に取り組むことが望ましい事項として、地域の実情に応じて計画に位置付けることとされています。

- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- ④ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

さらに指針（案）では、第6期以降の介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置付け、地域包括ケアシステムを、2025年までの各計画期間を通じて段階的に構築することとし、第6期の位置付けや目標設定を行うこととされています。



2 介護保険制度等の改正への対応

平成25年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）に基づく措置として、平成26年6月に成立・公布された医療介護総合確保推進法により介護保険法が改正され、地域包括ケアシステムの構築と持続可能な介護保険制度の確保のため、大きく以下の5項目について見直すこととされました。

(1) 地域支援事業の充実

地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取り組みを一層促進するため、以下の4つの項目が、新たに地域支援事業に位置付けられます。

本市においては、地域包括支援センターを中核として、「地域ケア会議」の開催やその他の地域包括ケアを推進するための事業の実施など、地域包括ケア体制の整備や地域密着型サービスの基盤整備を進めていますが、第6期においては、これら4項目をはじめ、地域包括ケアシステムの実現に向けた総合的な取り組みを推進していく必要があります。

- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 地域ケア会議の推進
- ④ 生活支援サービスの充実・強化

(2) 予防給付の見直し

要支援者等の比較的自立度が高い高齢者は、在宅生活を継続していくための日常的な生活支援ニーズが高く、その多様なニーズに応えるためには、多様なサービスが多様な主体によって身近な地域で提供されるとともに、利用者がこれまで以上に自分にふさわしいサービスを選択することができるよう、全国一律の予防給付のうち訪問介護と通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業に移行されることから、多様な事業主体と連携を図りながら、サービスの担い手を育成するなど、地域資源の発掘・確保に向けた取り組みを進める必要があります。

(3) 特別養護老人ホームの重点化

特別養護老人ホームへの入所を希望しながら、在宅での生活を余儀なくされている重度の要介護高齢者が全国的に数多く存在している状況にあることから、特別養護老人ホームについては、より入所の必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されることとなります。これにより特別養護老人ホームへの新規入所を原則、要介護3以上に限定することとなりますが、他方で、要介護1・2の要介護者であっても、やむを得ない事情による場合は特例的に認めることとされており、市町村の適切な関与が必要となります。

(4) 低所得者の保険料軽減の充実

今後のさらなる高齢化に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の増大が避けられないなか、制度を持続可能なものとするためには、低所得者も保険料を負担し続けられるようにする必要があります。

このようなことから、第6期の第1号保険料については、所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行う観点から所得段階を見直すほか、新たに公費を投入して保険料の軽減を行う仕組みを設けることとされています。

(5) 一定以上所得者の利用者負担の見直し

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平化を図るため、一定以上の所得がある方の利用者負担を2割に引き上げることとされています。

さらに、特別養護老人ホーム等の入所者に係る食費と居住費の負担を軽減するための補足給付の支給に関しては、在宅生活者との公平性を確保する観点から、要件に配偶者の所得や預貯金等の資産を勘案することとされています。

3 高齢者等の現状に即した対応

(1) 団塊世代の高齢化への対応

平成27年には団塊世代の方々すべて65歳となり、今後もさらに高齢者人口は増加すると推測されます。

したがって、この世代の方々ができる限り長く自立した生活を送り、地域活動などに参加していただくことが、まちの活性化につながるとともに、本人の介護予防の促進にもつながることから、引き続き、健康や生きがいづくりの取り組みを推進していく必要があります。

(2) ひとり暮らし世帯等の増加への対応

高齢化や核家族化などにより、本市では全国的な傾向と同様に、ひとり暮らしの高齢者世帯が増加してきており、これらの方々に対する地域での見守りや適切なサービス提供につなげる体制の整備が必要です。

本市では、「高齢者見守りネットワーク事業」などで、地域での見守りが必要な高齢者の把握と必要な見守り活動や支援につなげていますが、今後もこれらの取り組みを充実していく必要があります。

(3) 高齢夫婦世帯等の増加への対応

ひとり暮らしの高齢者世帯と同様に高齢夫婦世帯も増加しており、いわゆる「老老介護」や「認認介護」も増えていく状況にあるため、家庭や在宅サービス等で支えきれない要介護者に対しては、適切な施設・居住系サービスの提供が必要です。

また、近年、高齢者に対する虐待も社会問題となっており、本市では、「高齢者虐待対応支援マニュアル」やリーフレットを作成するなど、虐待防止に取り組んでいますが、今後も適切な対応ができる体制づくりが必要です。

(4) 認知症高齢者の増加への対応

今後さらなる高齢化の進展に伴い、認知症高齢者のますますの増加が推測されますが、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができるよう、地域ごとに状態に応じた適切なサービス提供の流れを確立するとともに、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識の普及と理解に基づく認知症の本人やその家族への支援が包括的・継続的に提供されるシステムを構築していく必要があります。

また、認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が一層高まるとともに、その需要も増加することが見込まれることから、市民後見人の育成・活用に取り組むとともに、その支援体制の構築を図るなど、引き続き、成年後見推進事業の充実に努める必要があります。

(5) 後期高齢者の増加への対応

後期高齢者の増加に伴い、医療と介護の両方のニーズを持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれるなか、これらの高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、医療との連携の強化がより一層求められます。

このようなことから、医師や看護師などの医療関係職種と介護支援専門員等の介護関係職種等との連携が重要であり、医師会等との協働のもと、市が中心となって在宅医療・介護連携を推進するための体制づくりを進める必要があります。

第2節 計画の基本理念と基本目標

人生80年時代を迎え、21世紀の本格的な高齢社会における市の目指すべきまちの姿を掲げ、その実現に向かって、市と市民が一体となって取り組む姿勢を明らかにすることにより、市民の長寿社会に関する意識の高揚や市の施策の推進を図るため、函館市では、平成6年12月10日に「いきいき長寿都市」を宣言しました。

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会を築いていくことを目指すこの宣言の趣旨は、平成12年に介護保険制度がスタートしてもうすぐ15年を迎え、高齢化率が30%を上回り、今後ますます高齢化が進むと予想される現在においても、市民共通のテーマです。

したがって、この宣言の趣旨を本市の高齢者計画の基本理念とします。

基本理念

～いきいき長寿都市宣言～

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会を目指して

基本理念の実現に向け、課題と視点を踏まえ、以下の4つの基本目標を掲げ、高齢者福祉施策および介護保険施策に取り組みます。

基本目標Ⅰ 明るく活気に満ちた暮らしの実現

健康づくりや社会参加の促進、地域貢献の推進に取り組み、明るく活気に満ちた暮らしの実現を目指します。

基本目標Ⅱ 安心して快適な暮らしの実現

住み慣れた地域のなかで、できるだけ自立して安心して快適な生活が送れるよう、福祉サービスの充実や住宅の整備を進めます。

基本目標Ⅲ とともに支え合う地域包括ケア体制の構築

地域の多様な主体の連携や高齢者相互の支え合い等により、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指します。

基本目標Ⅳ 持続可能な介護保険制度の構築

介護サービスを必要とする人が適切に、かつ質の高い介護サービスが受けられるよう、提供基盤の整備とサービスの質の向上を目指します。

<いきいき長寿都市宣言>

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にすることのまちに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。

(意義・目標)

現代社会を、その英知や努力によって築き上げてきた高齢者に感謝し、先輩市民として敬う、人間性豊かなまちに。

- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。

(意義・目標)

高齢者が長年培った知識や技術を生かし、主体的に社会参加し気軽に活動できる活力あるまちに。

- 1 家庭の安らぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。

(意義・目標)

家族や隣人が互いに助け合い、高齢者の介護や健康管理を行い行政も含め地域ぐるみで支え合う思いやりあふれるまちに。

- 1 生活をより豊かにする保健、医療、福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。

(意義・目標)

いつでも、どこでも、だれでも必要とする保健、医療、福祉などのサービスを活用し、いつまでも健康で安心して暮らせるまちに。

- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

(意義・目標)

だれもが自由に出歩き、等しく憩い、集い合うことができるように居住・生活環境が整備されやさしさの行き届いたまちに。

第3節 施策の体系（案）

